

2026年3月25日

梅乃宿酒造株式会社

代表取締役社長 吉田 佳代

問合せ先： 取締役管理部長 松浪 雄二 TEL 0745-69-2121

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、公正で適正な競争のもと、継続的な事業成長による中長期的な企業価値の向上を経営上の重要課題として位置付けております。そのために、すべてのステークホルダーと適切な協議を行い、透明性・健全性を確保するとともに、経営環境の変化に速やかに対応できる組織体制を整備していくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図ってまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則 1-2② 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社は、現時点において、招集通知のウェブ公表等は行っておりませんが、株主の皆様が十分に議案を検討できるよう、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト上への開示について、2026年開催予定の定時株主総会に係る招集通知での導入を検討しています。

##### 【補充原則 1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備】

当社は、現時点において、株主総会における議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳等は実施しておりません。議決権の電子行使につきましては、2026年開催予定の定時株主総会を目途に、導入を検討しております。また、招集通知の英訳等につきましては、今後の株主構成等の変化に応じて、継続的に検討してまいります。

##### 【補充原則 2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、中核人材の登用において多様性を確保し、前述の通り性別、国籍、職歴等にかかわらず実力本位で積極的に登用を進めています。現在、中核人材の登用等における多様性について測定可能な数値目標の設定には至っておりませんが、今後、人材の育成方針に基づく数値目標の設定および実施状況の開示について検討してまいります。

##### 【補充原則 3-1② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社は、海外投資家による情報アクセスの利便性を考慮し、英語版の当社ホームページを開設し、情報提供を進めております。招集通知や決算資料の英訳は現時点で行っておりませんが、将来的に海外投資家比率が十分に高まった場合には実施を検討いたします。

【補充原則 4-1③ 最高経営責任者等の後継者計画について】

当社は、代表取締役社長の後継者計画についての具体的な策定は行っておりませんが、代表取締役社長につきましては、人格・知識・経験・能力を勘案し、その時々当社を取り巻く状況や対処すべき課題に応じて、最適と考える人物を取締役会で選定することとしています。

【原則 4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬、当該事業年度の業績に連動した賞与と業績連動型報酬によって構成されていますが、中長期的な業績に連動した報酬制度は現時点で設けておりません。今後は、必要に応じて中長期的な業績と連動する自社株報酬制度の導入等について検討してまいります。

なお、取締役報酬に関する詳細は、本報告書「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「【取締役報酬関係】」をご参照ください。

【補充原則 4-2① 中長期的な業績と連動する報酬】

当社は、取締役の報酬として業績連動報酬を設定しており、業績連動報酬に係る業績目標は、取締役及び執行役員の事業活動の成果を考慮した経営指標を基に、それぞれ設定した目標値を採用しております。今後は、必要に応じて中長期的な業績と連動する自社株報酬制度の導入等について検討してまいります。

【補充原則 4-10① 独立社外取締役を主要な構成員とする独立した諮問委員会の設置】

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役4名（うち独立社外取締役3名）および代表取締役社長からなる報酬委員会を設置しております。報酬委員会では、取締役会からの諮問に応じ、各取締役の報酬のほか、取締役会からの諮問を受けた事項について、審議答申を行っています。なお、指名委員会に関しましても、現在導入について検討を進めています。

【原則 4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各事業分野に精通した社内取締役と、企業経営・財務・会計・法律などの多様な専門性を有する社外取締役で構成されています。監査等委員である社外取締役には、経営・財務・会計・法律等に関する豊富な知識を有した人材を選任しております。

取締役会の機能向上に向けた実効性評価に関しましては、現時点で、分析や評価に関する方針や手続等について定めておりませんが、今後は取締役会全体の実効性についての分析・評価等の実施の検討を進めてまいります。

【補充原則 4-11① 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社取締役会では、その責務を十分に果たすため、取締役の選任にあたっては、当社の成長及び中長期的な企業価値向上の達成に必要な知識、経験及びリーダーシップ性に加え、多様性も考慮しています。現任の取締役4名および監査等委員である取締役4名は、専門分野や経験等それぞれ異なったバックグラウンドを持っており、また、企業経営・財務・会計・法律などの多様な専門性を有する独立社外取締役も選任されています。なお、スキル・マトリックスについては、遅くとも2026年開催予定の定時株主総会に係る招集通知までに公開すべく検討を進めております。

**【補充原則 4-11③ 取締役会の実効性評価】**

当社は、現在取締役会全体の実効性の分析や評価に関する方針や手続は定めておりませんが、社外取締役をはじめ、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映しております。今後は、取締役会全体の実効性についての分析・評価・その結果の概要の開示等について、検討を進めてまいります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】**

**【原則 1-4 政策保有株式】**

当社は、取引・協業関係の維持・強化等、当社の企業価値向上に資するものを政策保有株式と定義し、それ以外は保有しない方針としております。また、当社は、企業価値向上に資するかどうかという観点から、個別の政策保有株式について、保有目的や保有に伴う便益・リスク等を取締役会等において適宜精査しております。

**【原則 1-7 関連当事者間の取引】**

当社は、関連当事者取引について、事前に役員等における関連当事者のリストを作成した上で、関連当事者取引を行う際には取締役会での審議・決議を要する旨を関連当事者取引管理規程に定めるなど、厳に管理を行っています。

**【補充原則 2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】**

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**をご参照ください。

**【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】**

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

**【原則 3-1 情報開示の充実】**

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、当社の経営理念や行動規範としてパーパス、ミッション、ビジョン、バリューを定め、当社ホームページに掲載しています。

[パーパス・ミッション・ビジョン] <https://www.umenoyado.com/company/purpose/>

[バリュー] <https://www.umenoyado.com/company/value/>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書「I 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しています。報酬委員会における手続き等を含む取締役報酬決定にあたっての方針と手続き等につきましては、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役候補者の指名に関しては、役員規程において定められており、その経歴・経験に照らし、業務の監督または執行に関する専門知識・識見・実行能力の有無等を総合的に判断して取締役会に提案し、取締役会の決議により株主総会への推薦を行うものとしています。

また、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、職務執行を監査するために必要な知見や能力の有無等を総合的に判断し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議により株主総会への推薦を行うものとしています。

(v) 経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役の選解任理由については、株主総会招集通知に掲載しております。

【補充原則 3-1③ サステナビリティについての開示の充実】

当社は、環境、社会、ガバナンス等あらゆるサステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題であると認識しており、企業の社会的責任と SDGs への取り組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献すべく努めています。当社では、今日の社会課題の解決に向け、「人と働き方」「原材料と環境への取り組み」「地域社会との共生」3つのテーマを掲げ、それに即した SDGs 活動を実施しております。

「人と働き方」につきましては、一企業として地域社会に貢献するためには、まず従業員の幸せと働きがいの実現が不可欠と考え、全従業員の健康管理の充実を図るとともに、小学生以上の子どもを持つ社員への就学支援手当の支給など、子育て世代への支援を強化しています。

さらに、性別や国籍に関係なく、実力本位の人材採用を推進するとともに、公正な評価制度の確立にも注力しています。

「原材料と環境への取り組み」につきましては、地球温暖化や廃棄物処理・リサイクルなど、経済活動に伴う環境負荷が社会課題となる中、飲料品製造業を営む当社にとって、環境保全への取り組

みは事業継続の重要課題と位置付けています。環境負荷低減に向けて、ディーゼルエネルギーから電気エネルギーへの転換を推進しており、電気フォークリフトの導入や営業車両のハイブリッド化、電力デマンド管理システムの実装などを進めています。また、当社の主力商品である梅酒製造の副産物である梅の実については、従来の産業廃棄物処理から、独自技術によるペースト化での再利用など、副産物の有効活用を実現しています。さらに、一斗缶や段ボール・古紙の積極的なリサイクル、リユース瓶の採用など、資源の有効活用と環境負荷低減に向けた取り組みを推進しています。

「地域社会との共生」につきましては、当社は、地域への感謝の念を込めて、さまざまな地域貢献活動を展開しております。地域に根ざした活動として、定期的な清掃活動や地元企業とのコラボレーション、各種スポーツ団体への協賛、蔵開きイベント等を実施しています。また、次世代育成の観点から、小中学生向けの蔵見学・体験会を開催し、奈良が誇る酒文化の継承と新たな価値創造に取り組んでいます。

これらの内容につきましては、当社ホームページで公開しております。

(CSR 活動 : <https://www.umenoyado.com/company/csr/>)

#### 【補充原則 4-1① 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会に付議する事項は、「取締役会規程」に定めており、法令及び定款に定めるもののほか、「職務権限規程」に定める重要な業務執行について取締役会に付議することとしています。このように、取締役会規程、職務権限規程において取締役会にて決議すべき事項を明確に定めることで、監督と執行の機能の明確化及び職務執行の効率化を図っております。

#### 【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外役員の独立性に関する具体的基準は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしています。現在の独立社外取締役は全員、いずれも当社の主要な取引先の出身者等ではなく、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにも当たらないこと、それぞれの専門知識での幅広い見識を有していること、かつ、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断しております。

#### 【補充原則 4-11② 取締役・監査等委員の兼任状況】

当社は、取締役・監査等委員の主な兼任状況について、有価証券届出書等において開示しております。なお、当社は、取締役・監査等委員の兼任状況について当社の取締役・監査等委員としての職務に支障がないことを適宜確認しており、現在は当社の役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる兼務の状況であると判断しています。

#### 【補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご参照ください。

【補充原則 4-14② 取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査等委員について、その役割と責務を果たすために必要なトレーニングを実施し、研鑽に努めることを基本方針としています。そのため、当社は、社外取締役を含む取締役及び監査等委員に対して、就任時又は就任後必要に応じて、当社の事業、財務、組織等に関する知識を習得する機会を提供しています。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画室をIR担当部署としています。株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に一度開催し、それ以外にも、株主・投資家等の要望に応じて可能な限りスモールミーティングや個別ミーティング等の面談を実施することとしています。

当社における、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、以下の通りです。

(i) IR担当責任者、IR担当及びIR担当部署

IR担当責任者には代表取締役社長を、IR担当には取締役管理部長と経営企画室長を指名しております。また、IR担当部署を経営企画室とし、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行うこととしています。

(ii) 対話を補助するための部門間での有機的な連携

IR担当部署である経営企画室と各部門とで積極的に連携し、部門間での情報共有を確実に行う等、株主の皆様への説明に必要な情報が日常的に収集されるよう努めることとしています。なお、経営企画室は取締役会事務局を兼ねており、重要な情報が確実に共有される体制を整えております。

(iii) IR活動の充実について

決算説明会等の他、電話やウェブでの取材等を積極的に受け付けられる体制の整備を進めることとしています。

(iv) 取締役会への報告について

投資家との対話によって得られた当社経営にとって重要な意見等につきましては、IR担当から適切に取締役会へ報告することとしています。

(v) 情報管理について

当社は「適時開示規程」「内部情報管理規程」「フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル」等の規程を定めており、これらの規程に基づき投資家に対する公平な情報開示を行うこととしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
J-GIA2 号投資事業有限責任組合	2,751,580	45.7
グッドフィールド・ビーチサイド株式会社	1,885,040	31.3
吉田 佳代	740,400	12.3
JG II (CAYMAN),L.P.	320,620	5.3
梅乃宿酒造持株会	161,840	2.7
松浪 雄二	80,280	1.3
二宮 充	22,000	0.4
高橋 利光	20,000	0.3
栴永 剛	20,000	0.3
古澤 幸彦	11,080	0.2
坂井 隆秋	11,080	0.2

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

グッドフィールド・ビーチサイド株式会社は、当社代表取締役社長である吉田佳代及びその近親者が株式を保有する資産管理会社であります。
------------------------------------------------------------------

3. 企業属性

上場予定市場区分	スタンダード市場
決算期	6月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中坪 武之	他の会社の出身者							○				
鳶川 安雄	他の会社の出身者					△						
中井 哲也	公認会計士/税理士											
佐々木 育子	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中坪 武之		<p>主要株主である J-GIA2 号投資事業有限責任組合を運営する日本成長投資アライアンス株式会社の社員であります。</p>	<p>長年にわたり金融機関等で培われた経験・見識ならびに、各社の社外取締役を歴任し、経営全般に対する高い見識を有しており、当社の経営の強化に活かしていただくとともに、監督機能を適切に発揮いただくため社外取締役として選任しております。なお、同氏は、形式的には独立役員の選任要件に該当するものの、当社主要株主である J-GIA2 号投資事業有限責任組合を運営する日本成長投資アライアンス株式会社の社員であることを踏まえ、実質的に独立性要件は満たしていないと判断し、独立役員には選任しておりません。</p>
畷川 安雄	○	<p>畷川安雄氏が所属していた株式会社南都銀行は当社の主要な借入先に該当いたしますが、同氏は2014年に同行を退職しており、5年以上が経過しているため、社外役員としての独立性に問題はないものと考えております。</p>	<p>当社の社外監査役、株式会社南都銀行における長年にわたる金融機関等経歴を通じて培われた経験・見識を有しており、経営・財務戦略に対する監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p>

			<p>また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
中井 哲也	○	<p>中井哲也氏が代表取締役を務める株式会社 Wealth Management と当社は 2021 年 9 月から 2022 年 6 月期まで、コンサルティング契約を締結しておりましたが、その取引額が同法人の収入に占める割合は 10%未満であります。</p>	<p>公認会計士・税理士として培われた財務及び会計に関する専門的な知見及び他社での経営経験を経営全般に対する監査・監督機能の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>現在、同氏が代表取締役を務めております株式会社 Wealth Management と当社の間には取引関係はなく、過去の取引金額には当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同社にとっても当社への経済的依存が生じるほどの重要性はありません。また、その他、当社と同氏の間には、人的関係、その他の利害関係はありません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定してお</p>

			ります。
佐々木 育子	○	佐々木育子氏に対しては、2017年から2020年頃まで、個別の事案に対する法律相談の相談料を支払っておりますが、その取引額が同氏の収入に占める割合は10%未満であります。	弁護士として培われた法務面の専門的な知識及び他社での社外役員としての経験を経営全般に対する監査・監督機能の強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。 現在、同氏とは顧問契約等は締結しておらず、過去の取引金額は当社にとって特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏にとっても当社への経済的依存が生じるほどの重要性はありません。また、その他、当社と同氏の間には、人的関係、その他の利害関係はありません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

—

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人、内部監査部門は、以下の連携等により、各監査機能の質的向上を図っております。

- ・ 監査計画の相互の説明・報告
- ・ 定期的面談の実施による課題、問題点やその改善状況の情報共有
- ・ 必要に応じて、棚卸等の監査活動への立ち合い

(監査等委員と会計監査人との連携)

定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。

(内部監査部門と会計監査人との連携)

必要に応じ会合を持ち、J-SOXの実施状況等内部統制の相互確認を実施しております。

(監査等委員と内部監査部門との連携)

日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあたっております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役4名（うち独立社外取締役3名）および代表取締役からなる報酬委員会を設置しております。報酬委員会では、取締役会からの諮問に応じ、各取締役の報酬のほか、取締役会からの諮問を受けた事項について、審議答申を行います。報酬委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、社外取締役4名を含む3名で構成されております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利

益相反が生じる恐れがないものとして、上記のとおり 3 名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社の経営及び業績向上への参画意識を高め、当社の長期的な企業価値向上を支えるインセンティブとして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員の報酬については、定額の基本報酬と業績連動報酬で構成されております

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が 1 億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、当該事業年度の業績に連動した賞与と業績連動型報酬によって構成されております。

基本報酬は、株主総会で決議された年間の報酬限度額の範囲内で支給することとしており、賞与については当社の業績・経済情勢等を勘案したうえで、役位・職責に応じて取締役会で決定しております。

業績連動報酬に係る業績目標は、取締役及び執行役員の事業活動の成果を考慮した経営指標を基に、それぞれ設定した目標値を採用しております。各事業年度の目標値は目標達成時を 100%としております。

業績連動報酬の算定については、EBITDA を指標とし、事業年度予算の超過分の 15~25%を算定基礎金額とし、取締役及び執行役員の業績目標の達成値に基づき分配する形式をとり、報酬委員会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、その役割と職務を勘案し基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された年間の報酬限度額の範囲内で、その職責に応じて監査等委員が協議し決定しております。なお、決定方針の決定及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の具体的な報酬等の額の決定に当たっては、取締役会の諮問機関である報酬委員会において協議し、取締役会にて決定してお

ります。  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び賞与の報酬限度額は、2023年6月30日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは管理部が行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会運営事務局より開催の3日前に配布し、社外取締役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等 退任日	任期
吉田 暁	最高顧問	元代表取締役としての経験を活かした経営に関する助言、地域・業界団体等における関係構築や会合への出席	常勤 報酬有	2013年6月 15日	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名
--------------------------	----

その他の事項

- ・最高顧問は要請に応じて取締役等への助言を行っておりますが、意思決定には関与しておりません。
- ・最高顧問との顧問契約は、当社顧問規程に従って取締役会決議を経て締結しております。
- ・最高顧問の報酬額は、活動内容等を踏まえ、報酬委員会で審議したうえで取締役会にて決定しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a. 取締役会  
当社の取締役会は、監査等委員である取締役を含む8名（うち社外取締役4名）により、構成されております。迅速な経営判断を行うため、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時株

主総会を開催しております。法令、定款に定められた事項のほか、取締役会規程、職務権限規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況についても適切に監督する体制を確保しております。

#### b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員は原則として全員が取締役会に出席しております。監査等委員会は毎月1回開催し、各取締役からの聴取、重要な書類の閲覧を実施し、業務執行の状況を監査するとともに業務監査及び会計監査の有効性を確保しております。

#### c. 報酬委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役4名（うち独立社外取締役3名）および代表取締役からなる報酬委員会を設置しております。委員長は独立社外取締役としております。報酬委員会では、取締役会からの諮問に応じ、各取締役の報酬のほか、取締役会からの諮問を受けた事項について、審議答申を行います。

#### d. 部長会

当社の部長会は、業務執行の推進を目的として、代表取締役、専務取締役、監査等委員でない取締役、執行役員を含む各部門長で構成され、原則として週1回開催しております。部長会では、各部門の業務執行を含む全社的な情報共有を行うとともに、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行っております。

#### e. リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役、専務取締役、取締役、執行役員を含む部門長で構成され、代表取締役社長吉田佳代が委員長を務め、原則として、3カ月に1回開催しております。当社を取り巻く社内外のリスクに対する管理体制の強化と想定されるリスクの抽出や、管理体制の状況把握と、対策の協議および、コンプライアンスに対する事項等の検討、審議を行っております。

#### f. 監査室

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門は設けておりません。内部監査は、管理部長を責任者とし、自己監査を回避するため管理部に所属する1名が管理部以外の内部監査を担当し、管理部への内部監査については、専務取締役の二宮充が担当しております。内部監査は内部監査規程に基づき、各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性等を、年間計画に沿って監査しております。監査結果及び、是正状況は代表取締役社長に随時報告し、監査等委員会及び会計監査人と連携して活動しております。

g. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、一方で業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、社外取締役の機能を十分に活用できる監査等委員会設置会社を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日開催を避け、より多くの株主様が出席できるように配慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成及びウェブサイト上での公表を検討してまいります。	
個人投資家向けに	個人投資家の皆さまへはIRウェブサイトでの情報提供を予	あり

定期的説明会を開催	定しております。説明会等の実施については、上場後の株主構成に占める個人投資家の割合等を勘案し、検討してまいりますが現時点では未定であります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後の株主構成等を勘案し、検討してまいりますが現時点では未定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成等を勘案し、検討してまいりますが現時点では未定であります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に IR サイトを設け、決算情報、適時開示情報等を掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当役員：取締役管理部長 松浪 雄二 IR 担当部署：管理部経営企画室（専任者：無） IR 窓口部署：管理部経営企画室 問い合わせ電話番号：0745-69-2121 問い合わせメールアドレス：IR 専用メールアドレスを設ける予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの信用を得ることが、企業価値向上に重要と考えております。当社では、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置することで、リスク管理に関する周知徹底とコンプライアンスに関する教育・研修を実施して参ります。さらに「適時開示規程」を定め、公平かつ公正な情報開示をタイムリーに実施することで、ステークホルダーの信頼と期待に応えてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社では、持続可能性の観点から企業価値の向上のため、サステナビリティ推進体制を強化しており、また、当社は、気候変動を重要リスクと位置付けて、中長期的な視点での検討を進めております。気候変動リスクに寄与できる環境負荷低減活動として以下の活動を実施しています。 a. 廃棄物低減 梅酒を仕込んだ際の副産物である梅の実をペースト状に加工し梅酒にブレンドして再利用の一環で製品化した「あられし梅酒」の販売、日本酒を仕込んだ際の副産物である酒粕を販売、肥料、飼料化する活動を行っております。 b. 二酸化炭素排出量の削減 化石燃料の使用量を抑え、二酸化炭素の排出量を削減するために、社内で使用

	<p>するフォークリフトを電気フォークリフトへ統一、営業車のハイブリッド化の推進、製造現場で使用するボイラーについて、燃焼効率の良いガスボイラーの使用、社内の電気使用量について、デマンド管理による節電等を実施する対策をとっております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、当社ホームページ等を通じて、法令等に従い、ステークホルダーに対して、適切にタイムリーな情報提供を行ってまいります。</p>

#### IV. 内部統制システム等に関する事項

##### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するため、以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制整備を図り、運用しております。

###### I 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、リスク・コンプライアンス規程、その他の規程を制定する。

2. 当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社に対する内部監査を実施する。

3. 当社は、取締役及び使用人が、リスク・コンプライアンス委員会に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。

###### II 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

###### III 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、当社のリスク管理について定めるリスク・コンプライアンス規程において、当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

2. 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、当社のコンティンジェンシープランである「業務継続計画（BCP）」を策定し、当社の役員及び使用人に周知する。

###### IV 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、三事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社の重点経営目標及び予算配分等を定める。

2. 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

V 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は、監査等委員会と協議の上、他職務との兼務または専属にて当該職務を補助するための使用人を指名する。

VI 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の求めにより指名された補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従い、これを優先して行うものとし、当該補助使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。

VII 当社の監査等委員会への報告に関する体制

1. 当社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。

2. 当社の内部通報制度の担当部署は、当社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

VIII 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

IX 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

X その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2. 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応するため、「反社会的勢力対策規程」を定め、一切の反社会的勢力との関わりを排除する体制を構築しております。

### V. その他

#### 1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

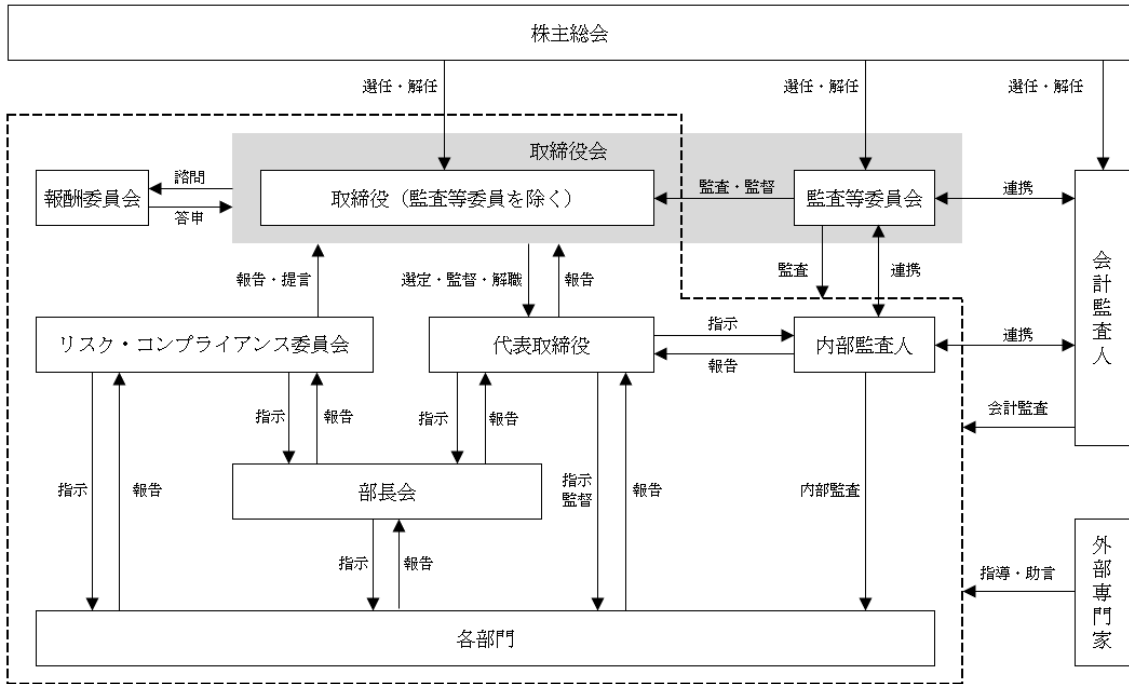
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収への対応方針の導入予定はありません。

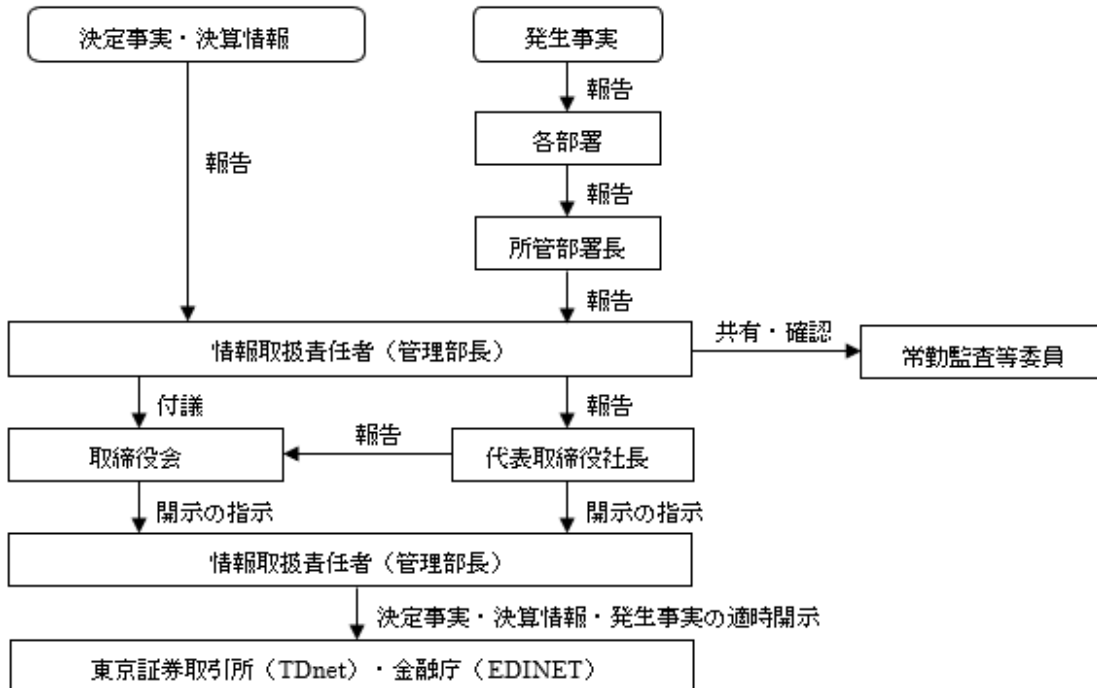
#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフロー図を参考資料として添付いたします。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



(開示後、当社ホームページのIRサイトにも速やかに公開※)

以上